

管理職技能検定(3級) 利用規約(初版)

本利用規約(以下「本規約」という。)は一般社団法人日本プロ管理職協会(以下「甲」という。)が提供する管理職技能検定(3級)(以下「本サービス」という。)の利用者(以下「乙」という。)と甲との間に適用する。乙は本サービスを利用するにあたって、本規約に同意したものと見做す。

(サービス内容)

第1条 本サービスは以下の内容からなる。

- (ア) 管理職技能にかかる動画コンテンツを視聴できるサービス
- (イ) 管理職技能にかかるテストの実施(以下、(ア)の動画コンテンツと(イ)のテスト内容をあわせて「本コンテンツ」という。)
- (ウ) テストの合格基準を満たした場合における管理職技能検定(3級)合格証(以下「合格証」という。)の発行

(利用条件)

第2条 サービスの利用に際し、甲は乙に対し所定の方法でアカウントを発行し、乙は当該ID 及びパスワードを自己の責任で管理する。

- 2. 本サービスの利用にあたって必要になる機器やソフトウェア、通信手段等は、乙が自己の責任と費用でこれを整えることとし、甲はこれらの設置、準備、操作等について一切関与せず、責任を負わない。
- 3. 本サービスの提供言語は日本語のみとする。

(利用契約の成立)

第3条 乙は、甲所定の方法によって、本サービスの利用を甲に申し込みする。

- 2. 本サービスの利用申込にあたっては、本規約への乙の同意を条件とし、甲が乙からの本サービス利用申込を承諾した段階で本規約に基づく本サービスの利用契約が成立する。
- 3. 本サービスの利用契約の有効期間は前条に定めるアカウントが発行された日から30日とする。ただし、契約終了後再度契約を申し込むことを妨げない。

(利用申込の取消)

第4条 甲は乙の利用申込に対し、以下の事由のいずれかが認められる場合、その申し込みを拒否することができる。あるいは、一度利用申込を承諾し乙に対するアカウントが発行済みであっても、以下の事由が後日明らかになった場合には、第18条(無催告解除)の定めにしたがい催告なく直ちに本サービスの利用契約を解除することができる。

- ① 登録内容に虚偽があるとき
- ② 過去に乙が本規約その他甲の提供するサービスに関し甲が定めた規約等に違反したことが認められるとき
- ③ 過去に本サービスその他甲の提供するサービス(以下「本サービス等」という。)の利用料の滞納が認められるとき
- ④ 乙が甲に対して不利益または損害を与えたことがあるとき
- ⑤ その他、利用目的が不当、または不適切と甲が判断したとき

(個人情報)

第5条 利用申込時に乙が登録した個人情報及び本サービスの利用にあたって甲が取得した個人情報の利用目的は甲 Web サイトに記載されたとおりとする。

(利用料金および支払方法)

第6条 本サービスの利用料金は、本サービス上に(WEB サイト含む)記載されているとおりとする。

2 乙は本サービスの利用申込後電子決済により、利用料金を支払う。

(動画コンテンツ及びテスト)

第7条 動画コンテンツの視聴は利用料金の決済完了後でなければ行うことができない。

2. テストは動画コンテンツの視聴後でなければ受けることができない。

(認定)

第8条 本サービスのテストの回答率 90%を合格基準として、合格基準を満たした場合に甲は乙に対し、合格証を発行する。なお、不合格の場合本サービスの利用契約が存続していれば再度テストを受けることができる。

(禁止事項)

第9条 乙は本サービスの申込みや利用にあたり次の行為をしてはならない。

- ① 甲または第三者の著作権を侵害する行為、或いは侵害する恐れのある行為
- ② 甲または第三者の財産またはプライバシー等を侵害する行為、或いは侵害する恐れのある行為
- ③ 甲または第三者を誹謗中傷または名誉もしくは信用を毀損する行為、或いはその恐れのある行為
- ④ 甲または第三者に不利益または損害を与える行為、或いはその恐れのある行為
- ⑤ 不正アクセス行為の防止等に関する法律に違反する行為、電子計算機損壊等業務妨害罪(刑法第 234 条の 2)に該当する行為をはじめ法令に違反する行為もしくは法令違反に結びつく行為、またはその恐れのある行為
- ⑥ 甲及び他人のコンピューターに対して不正な操作を行う行為
- ⑦ 氏名その他の登録情報に虚偽の内容を登録する行為
- ⑧ 甲が乙に対して発行した ID 及びそのパスワードを第三者に開示、漏洩する行為
- ⑨ 本コンテンツを第三者に閲覧させ、または開示、漏洩する行為
- ⑩ 甲が乙に対して発行した ID 以外の ID を用いて本サービスを利用する行為
- ⑪ 営利目的の有無に関わらず、第三者に貸与、譲渡、担保設定をする行為、またはそれに類似する行為
- ⑫ 意図的に HTML 埋め込みタグを改変する行為、およびその他の本サービスにて利用しうる情報を改ざんする行為
- ⑬ 甲の提供するサーバに過度な負荷がかかる行為、またはその恐れのある行為

(退会等)

第10条 乙は、甲が定める方法に従い事前に通知することにより、本サービスを退会することができる。また、既に支払われた料金は返還されない。

2. 乙が本サービスを退会した場合、及び本サービスの利用契約が有効期間満了により終了した場合、乙は本サービスにおける権利を一切失い、本サービスを利用できないものとする。なお、すでに有効に取得した合格証の利用を妨げない。

3. なお、退会または有効期間満了後再度の契約申込みは可能だが、退会前のアカウントを再開、復元することはできない。

(サービスの一時停止または終了)

第11条 甲は次の場合には乙に対する本サービスの全部または一部の提供を一時停止または終了することができる。

- ① 本サービスの提供のために必要な設備の保持又は工事上やむを得ないとき
- ② 甲が利用する通信回線、電力などの提供に障害または中断が発生したとき
- ③ 天災等の不可抗力によってサービス提供が著しく困難になったとき
- ④ その他、甲がサービスの提供の全部または一部を停止、終了することが望ましいと判断したとき

(表明保証)

第12条 甲及び乙は相互に相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと
- ② 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
- ④ 自ら又は第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、又は、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、信用を毀損する行為を行わないこと

(情報の削除・編集等)

第13条 甲は、本コンテンツについて、自らの裁量でいつでもこれを削除・編集等できるものとし、乙はこれに対していかなる異議を述べることもできない。

(権利の帰属)

第14条 本コンテンツの著作権その他のすべての知的財産権は、甲または甲が使用許諾を得た第三者に帰属するものとし、本規約のもとで明示的に許諾される権利を除き本サービスに関する甲のいかなる権利も乙に対して許諾されず、本サービスに関する甲のいかなる権利も乙に対して譲渡されない。

(免責事項)

第15条 甲は、本サービスの特定の目的への適合性を保証しない。

2. 甲は、事由の如何に関わらず、本コンテンツを含む全ての情報の消滅に起因して発生した損害については責任を負わない。
3. 本サービスの利用に関連して、乙が第三者に損害を与えた場合、または乙と第三者の間で紛争が生じた場合、甲は乙および第三者に対して責任を負わない。但し、当該損害または紛争が甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。
4. 甲は、次のいずれかが発生した場合、乙に対して責任を負わない。
 - ① 本サービスの変更、中断、停止、中止、終了もしくは廃止
 - ② 本サービスにより送信される電子メールの延着、未達、流失、消失、改ざん、文字化け等
 - ③ 甲指定のサーバに登録された電子メール、電子メールアドレスその他の各種データの消失、流出、改ざん、文字化け等
 - ④ 乙のID・パスワード、また、乙が設定する管理者、視聴者の登録情報が第三者に漏洩し、第三者に利用されたことで乙に発生した損失、損害
 - ⑤ その他本サービスに関連して乙および第三者に発生した一切の損害
5. 甲は本サービスに関する第三者からの苦情、問い合わせ等に対応する義務を負わないものとする

(権利譲渡の禁止)

第16条 乙は本サービスを受ける権利及び合格証を甲の書面による承諾なしに、第三者に貸与し、譲渡し、または担保提供する等の行為をすることはできない。

(変更の届け出)

第17条 乙はその氏名、住所、メールアドレスなど利用申込時に登録した事項に変更があった場合、速やかにその変更内容を甲に通知する。

(無催告解除)

第18条 甲は、乙が次のいずれかに該当した場合、催告なく直ちに本サービスの利用契約を解除することができる。

- ① 本規約に違反したとき
 - ② 第4条(利用申込の取消)に掲げる事由に該当することが判明したとき
 - ③ 本サービス利用の対価の支払いが為されないとき、またはかかる支払いに関する乙の信用力が著しく低下したとき
 - ④ 振り出した手形もしくは小切手が不渡り処分を受けたとき、または支払停止の状態に至ったとき
 - ⑤ 破産手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立てその他これらに類する手続開始の申立ての事実が生じたとき
 - ⑥ 第三者により仮差押え、仮処分、強制執行を受ける等、資産状態が極度に悪化したとき
2. 前項に定める解除が行われた場合、乙が甲に対して負う一切の債務につき当然に弁済期が到来したものと見做す。
3. 第1項に定める解除が行われた場合、乙は本サービスにおける権利を一切失い、第8条(認定)の定めにかかわらず本サービス及び合格証を利用できないものとする。

(準拠法)

第19条 本規約は、日本国の法令に準拠し、これに従って解釈、適用される。

(管轄裁判所)

第20条 甲と乙の間で本規約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(本規約の変更)

第21条 甲は、必要があると認めたときは本規約を変更できる。この場合、甲は変更の時期及び変更内容を予め甲のサイトに掲載する。

以上

本規約(初版)は、令和7年(2025年)5月19日に制定し、同日より施行する。

制定日:2025年5月19日

施行日:2025年5月19日

一般社団法人日本プロ管理職協会